

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 25 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 48 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 13 番 40
同所 13 番 41

手続番号 令和 8 年第 49 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 13 番 40
同所 12 番 27

手続番号 令和 8 年第 50 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 13 番 40
同所 12 番 30

2 関係人の氏名又は名称

兵頭カヤコ

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 4 8 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 1 3 番 4 0
同所 1 3 番 4 1

手続番号 令和 8 年第 4 9 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 1 3 番 4 0
同所 1 2 番 2 7

手続番号 令和 8 年第 5 0 号

対象土地 大阪市天王寺区玉造元町 1 3 番 4 0
同所 1 2 番 3 0

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

兵頭カヤコ

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。